

# 教職員の勤務時間制度

## 1 教職員の勤務時間を規定する法令等

- ・ 労働基準法
- ・ 地方公務員法
- ・ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法
- ・ 職員の給与等に関する条例
- ・ 職員の給与、勤務時間等に関する規則
- ・ 府立の高等学校等の教職員の勤務時間等に関する規則
- ・ 府費負担教職員の勤務時間等に関する規則

## 2 地方公務員の勤務時間に係る経緯

別紙のとおり

## 3 現行制度

- (1) 勤務時間 週38時間45分、1日当たり7時間45分
- (2) 週休日 日曜日及び土曜日
- (3) 休憩時間 45分

## 4 週休日の振替等（教員）

- (1) 単位 1日又は半日
- (2) 期間 前4週間・後16週間
- (3) 対象業務（運用）

ア いわゆる「超勤4項目」

- ・ 校外実習生徒の実習に関する業務
- ・ 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- ・ 職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務
- ・ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合  
その他やむを得ない場合に必要な業務

イ 一定範囲の限定業務

- ・ 学習活動
- ・ 学校説明会
- ・ 入学者選抜
- ・ 地域行事
- ・ P T A行事
- ・ 対外運動競技等における児童生徒の引率指導業務
- ・ 高大連携行事の際の自校生徒の引率

## 5 休業日

### ○ 学校教育法施行令第29条

公立の学校(大学を除く。)の学期及び夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する高等専門学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

### ○ 学校教育法施行規則第61条

公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第3号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 学校教育法施行令第29条の規定により教育委員会が定める日

### ○ 京都府立学校の管理運営に関する規則第7条

学校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで(中学校にあつては、4月1日から4月6日まで)
- (4) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (5) 冬季休業日 12月21日から1月7日まで(中学校にあつては、12月25日から1月7日まで)
- (6) 学年末休業日 3月21日から3月31日まで(中学校にあつては、3月25日から3月31日まで)
- (7) 開校記念日
- (8) 前各号に定めるもののほか、校長が教育上特に必要と認め、教育委員会の承認を得た日

前項第3号から第7号までの規定にかかわらず、校長は、教育委員会の承認を得て、休業日を別に定めることができる。

校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て、休業日に授業を行い、又は授業日を休業日とすることができる。ただし、授業日数の増減が生じる場合は、教育委員会の承認を得なければならない。

## 6 労働基準法に定める変形労働時間制

労働基準法に定める変形労働時間制	地方公務員
1 か月単位の変形労働時間制(第32条の2)	適用
フレックスタイム制(第32条の3)	適用除外
1 年単位の変形労働時間制(第32条の4・第32条の4の2)	※地方公務員法第58条
1 週間単位の非定型的変形労働時間制(第32条の5)	

(参考)

土曜教育他府県状況(第1回検討会議資料より)

都道府県	市町村	実施	学校	頻度	正規授業	概要
栃木県	県方針	H23	全小中	月2回 上限	○	家庭や地域と連携した学習活動や学校公開に限定 (従前からあったものの整備)
栃木県	宇都宮市	H24	全小中	年2～ 10回	○	保護者・地域住民による授業参観 児童生徒と保護者・地域住民が共に学ぶ学習活動 ゲストティーチャーの協力を得た学習活動 等
栃木県	足利市	H23	中3校	月2回	○	小規模特認校として実施 英語教育、教科指導、ボランティア学習、体験学習等
埼玉県	越生町 (おごせ)	H23	全小中	月1回	○	1日3時間して年間33時間増 学校公開日として授業や学校行事にあてる 登下校に時間がかかるため6時間目が実施しにくい
東京都	通知	H22	全公立	月2回 上限	○	確かな学力の定着を図る授業の公開 道徳授業地区公開講座やセーフティ教室 保護者や地域住民等をゲストティーチャーに招いての授業 等 (従前からあったものの整備)
香川県	東かがわ市	H23	小1校	月2回	× 希 望 者	復習、発展学習 市体育指導員による運動活動 地域住民らによる創作活動など 児童の安全確保のため原則、集団登下校

## 教職員の勤務時間経緯

年月	労働基準法改正	府行政	学校
昭和62年	労基法改正 本則週48時間→週40時間 経過措置として政令で段階的に短縮		
昭和63年 4月	第1段階 週46時間		
平成元年 5月		給与条例 週40時間～週46時間 規則週42時間 閉庁方式による4週6休制	人事委員会の承認 週44時間 日曜日のみ勤務を要しない日
平成2年1 2月	政令改正 週46時間→週44時間		
平成3年 4月	第2段階 週44時間		
平成3年 7月			教育職員について週42時間勤務となるように、休業日（夏季・冬季等）のうち13日（26土曜日）分の勤務を要しない日を指定 年間の各休業日に配分（平成3年度 9.5日（19土曜日））
平成4年 8月		完全週休2日制（週40時間）	教育職員について勤務を要しない日として18日（36土曜日）を指定 年間の各休業期間に配分 教育職員以外次の方法から選択 ①全ての土曜日を勤務を要しない日 ②2土曜日と1日の8時間勤務日を勤務を要しない日 ③3土曜日と1日の8時間勤務日の4時間を勤務を要しない日

平成4年 9月		月1回（第2土曜日）の学校週5日制
平成5年 4月		教育職員について勤務を要しない日として20日（40土曜日分）を指定 年間の各休業期間に配分 教育職員以外は上記と同じ
平成6年 4月	週40時間一部実現、猶予 措置あり	
平成7年 4月		月2回（第2・第4土曜）の学校週5日制実施 人事委員会の承認（教育職員について4週間を超えない期間につき、1 週間当たり40時間を超えることとなる勤務時間） 教育職員について勤務を要しない日の指定14.5日（29土曜日分）を指定 年間の各休業日に配分
平成9年 4月	週40時間制実現（猶予措 置期限満了）	労働基準法施行規則第67条 教育職員については、当分の間（→平成11年改正「平成14年3月31 日までの間」）、1週間について44時間、1日について8時間まで労 働させることができる。
平成14年 4月		完全学校週5日制 ※ まとめどり終了

○ 教職員の勤務に係る課題整理

項目	現 状 等				対 応 案																																																												
土曜日出勤した場合の教員の服務					学校行事（授業参観等）の実施による週休日の振替																																																												
週休日の振替先確保	<p>夏季休業期間中の教職員出勤実態例 &lt;小学校&gt;</p> <table border="1" data-bbox="392 438 1451 670"> <thead> <tr> <th></th> <th>7月</th> <th colspan="3">8月</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>第1週</th> <th>第2・3週</th> <th>第4週以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行事等</td> <td>学習会 水泳指導 プール開放</td> <td>各種研修会</td> <td>12・15学校閉鎖</td> <td>校内研等</td> </tr> <tr> <td>勤務状況</td> <td>ほとんど出勤 又は出張</td> <td>ほとんど出勤 又は出張</td> <td>夏季休・年休取得</td> <td>ほとんど出勤</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;中学校&gt;</p> <table border="1" data-bbox="392 726 1451 1021"> <thead> <tr> <th></th> <th>7月</th> <th colspan="3">8月</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>第1週</th> <th>第2・3週</th> <th>第4週以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行事等</td> <td>補充学習 部活指導 (地域大会)</td> <td>各種研修会 部活指導</td> <td>部活停止 (13~16) 12・15学校閉鎖</td> <td>校内研 部活指導</td> </tr> <tr> <td>勤務状況</td> <td>ほとんど出勤 又は出張</td> <td>ほとんど出勤 又は出張</td> <td>夏季休・年休取得 (年休の取得 日数は個人差有) 週休日の振替</td> <td>ほとんど出勤</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;高等学校&gt;</p> <table border="1" data-bbox="392 1077 1451 1372"> <thead> <tr> <th></th> <th>7月</th> <th colspan="3">8月</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>第1週</th> <th>第2週</th> <th>第3週以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行事等</td> <td>補習 部活指導 三者面談</td> <td>部活指導</td> <td>部活停止 (13~16) 12・15学校閉鎖</td> <td>補習 部活指導 始業式</td> </tr> <tr> <td>勤務状況</td> <td>ほとんど出勤</td> <td>夏季休・年休取得 (年休の取得 日数は個人差有) 週休日の振替</td> <td>夏季休・年休取得 (年休の取得 日数は個人差有) 週休日の振替</td> <td>ほとんど出勤</td> </tr> </tbody> </table>					7月	8月					第1週	第2・3週	第4週以降	行事等	学習会 水泳指導 プール開放	各種研修会	12・15学校閉鎖	校内研等	勤務状況	ほとんど出勤 又は出張	ほとんど出勤 又は出張	夏季休・年休取得	ほとんど出勤		7月	8月					第1週	第2・3週	第4週以降	行事等	補充学習 部活指導 (地域大会)	各種研修会 部活指導	部活停止 (13~16) 12・15学校閉鎖	校内研 部活指導	勤務状況	ほとんど出勤 又は出張	ほとんど出勤 又は出張	夏季休・年休取得 (年休の取得 日数は個人差有) 週休日の振替	ほとんど出勤		7月	8月					第1週	第2週	第3週以降	行事等	補習 部活指導 三者面談	部活指導	部活停止 (13~16) 12・15学校閉鎖	補習 部活指導 始業式	勤務状況	ほとんど出勤	夏季休・年休取得 (年休の取得 日数は個人差有) 週休日の振替	夏季休・年休取得 (年休の取得 日数は個人差有) 週休日の振替	ほとんど出勤	<p>年度当初に出勤が必要な土曜日と週休日の振替先を指定</p> <p>&lt;土曜教育を月1回とした場合&gt; 土曜教育 1学期 半日×4回 (2.0日) 2学期 半日×4回 (2.0日) 3学期 半日×3回 (1.5日) 計 半日×11回 (5.5日)</p> <p>振替先 小学校 夏季休業期間に1学期の4半日と2学期の1半日を振替 (2.5日) 冬季休業期間に2学期の3半日を振替 (1.5日) 学年末始休業期間に3学期の3半日を振替 (1.5日) 中学校・高等学校 各休業期間に振替する日数は小学校と同じ</p> <p>※ 中学校・高等学校については、お盆の期間以外は運動部を中心とした部活指導が詰まっており、振替取得は困難だが、半日単位なら可能か。その場合、年休・特休の取得日数が減り、勤務負担の増加に繋がる。</p> <p>(課題) 初任者研修が8月第1・2週に多く組まれており、初任者にとって休暇が取得しにくい状況</p> <p>(参考) 月2回の学校週5日制時の「まとめどり」 夏季休業期間 10.5日 冬季休業期間 3日 学年末・始休業期間 1日</p>
	7月	8月																																																															
		第1週	第2・3週	第4週以降																																																													
行事等	学習会 水泳指導 プール開放	各種研修会	12・15学校閉鎖	校内研等																																																													
勤務状況	ほとんど出勤 又は出張	ほとんど出勤 又は出張	夏季休・年休取得	ほとんど出勤																																																													
	7月	8月																																																															
		第1週	第2・3週	第4週以降																																																													
行事等	補充学習 部活指導 (地域大会)	各種研修会 部活指導	部活停止 (13~16) 12・15学校閉鎖	校内研 部活指導																																																													
勤務状況	ほとんど出勤 又は出張	ほとんど出勤 又は出張	夏季休・年休取得 (年休の取得 日数は個人差有) 週休日の振替	ほとんど出勤																																																													
	7月	8月																																																															
		第1週	第2週	第3週以降																																																													
行事等	補習 部活指導 三者面談	部活指導	部活停止 (13~16) 12・15学校閉鎖	補習 部活指導 始業式																																																													
勤務状況	ほとんど出勤	夏季休・年休取得 (年休の取得 日数は個人差有) 週休日の振替	夏季休・年休取得 (年休の取得 日数は個人差有) 週休日の振替	ほとんど出勤																																																													

<p>平日の教員の負担 軽減</p>		<p>平日のある日の授業を土曜日に移行し、授業時数が減少した半日を週休日の振替 又は 通常勤務として上記のとおり長期休業期間に振替</p> <p>※ そもそも、土曜教育の実施することによる教員の負担軽減の考え方は、会議や教材研究の時間を確保し、平日の過密感を軽減するもの</p> <p>※ 週休日の振替をしても勤務をしない日が1日減少</p>
<p>土曜日出勤した場合の教員以外の職員のサービス</p>		<p>教員以外の職員については振替対象業務の限定なし 教員以外の職員の振替期間は前4後8</p>
<p>教員全員による対応の必要性</p>		<p>土曜日の活用内容によっては、中学校、高等学校の教員は授業を担当する者だけ出勤 ※ 週休日の振替の管理が複雑</p>
<p>土曜日に非常勤講師を出勤させる場合の条件</p>		<p>年度当初に出勤が必要な土曜日を明示 平日の勤務時間を減らして週当たりの任用時間数を厳守</p>